事業者向け

令和4年度

障害者理解促進研修会

～障害のある方への「合理的配慮」とは？～

参加費無料

秋田県では、「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例」を施行し、障害のある方への「合理的配慮」を求めています。

具体的に障害のある方に対してどのようなことをすればよいのかなど、配慮の事例や就労、雇用について考える研修会を開催します。

内容

1　障害者差別解消推進条例について
2　障害及び障害者の理解について
　　秋田大学教育文化学部　准教授　前原　和明　氏
3　事例紹介
　　障害のある方への職場における配慮について

日時	事例紹介事業者	事業者の概要
10月19日（水） 13時30分～ 16時00分	・株式会社松峰園 （能代市） ・株式会社サンエスコミュニティ （秋田市） ・株式会社ヌイ テック コーポレーション （横手市）	・老人ホーム、デイサービスセンターなどの運営 ・回線工事、各携帯キャリアの基地局工事 電気や電気通信における公共工事 ・自動車用シートカバー、ヘットレストカバー、アームレストカバーの製造

- **Web会議システム「Webex」によるオンラインで開催します。**
- **参加に必要なURLは、参加予定者に別途御連絡いたします。**
- **申込締め切り：10月12日（水）**
- **申込書に必要事項を記入のうえ、メールでお申込みください。**

主催　秋田県（障害福祉課）

https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/43789

申込書

令和4年度障害者理解促進（事業者向け）研修会

【 お問い合わせ・申込先 】
メール　Shoufuku@pref.akita.lg.jp
電話番号　018－860－1332
秋田県健康福祉部　障害福祉課　　地域生活支援班　行
締め切り　令和4年10月12日（水）

年　　月　　日

所　　属	
（ふりがな） 職氏名	
電話番号	
メールアドレス	

研修会への参加にあたり、支援や配慮等が必要な場合は事前にお知らせください。